

基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件

原告 人江 須美 外23名

被告 国 外2名

準備書面 4

2021年1月25日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人 弁護士

奥島 直道



同

草薙 順一



同

西嶋 吉光



同

加納 雄二



同

湯川 二郎



同

八木 正雄



同

山中 真人



同

水野 泰孝



第1 原告西山達()に対する2020年1月24日付予備的変更の訂正

原告西山達()について、下記のとおり予備的請求の請求の趣旨については変更(交換的変更)し、請求原因については追加する。

記

請求の趣旨

- 1 被告国は、原告西山達()に対し、金140万円及びこれに対する2018年7月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

請求の原因

原告西山達()に関しては、大洲市については請求をしていない。避難すること(運び出すこと)によって損害を免れることができた範囲については、家財の2割と考えるので、130万円である。弁護士費用の10万円を合わせると、140万円の損害となる。

第2 釈明

- 1 被告国の第2準備書面の35頁6行目から同頁20行目までの確認
「ダム事務所では、午前5時00分から50分までの間は、それまでの予測と同様に放流量が毎秒1000立方メートル程度と予測していたが、その10分後の6時00分になると、雨量予測が大きく変わって、放流量の予測が毎秒1750立方メートルになった。」という理解でいいのか。
- 2 ホットラインによる山鳥坂ダム工事事務所長からの連絡
鹿野川ダムを管理する山鳥坂ダム工事事務所長は、大洲市に対して、7月7日午前6時50分、毎秒6000立方メートルの放流見込みを伝えている。これは肱川洪水予測システムにおいて予測されたデータに基づいて伝えたのか。
- 3 大規模洪水と中小規模洪水の区別
大規模洪水の規模について、野村ダムでは毎秒1000立方メートル以上の

最大流入量、鹿野川ダムでは毎秒2000立方メートル以上の最大流入量と考
えているようであるが、最大流入量だけを基準として大規模洪水と中規模洪水
の区別を考えていたのか。最高流入量に達するまでの時間を考慮してはいない
のか。

4 異常洪水時防災操作を開始してから、放流量が流入量と同じ流量になるまで
の時間

ゲートを開いただけで、直ちに放流量が流入量と同じ流量になるとは思えな
いが、例えば、放流量が毎秒300立方メートルの場合に異常洪水時防災操作
に入って、放流量が流入量と同じ1750立方メートルになるには、どのくら
いの時間がかかるのか。

5 平成7年の洪水の原因について

平成7年の水害は、激甚災害に指定されるように、中規模洪水とされる割に
は被害が大きい。鹿野川ダムからの放流量が毎秒600立方メートル～800
立方メートルだったと思われるが、小田川から最大毎秒何立方メートルの流入
量があったのか。平成7年の水害について説明した文書が見当たらない。どの
ような原因であれだけの水害が生じたのか、原因について説明した資料の開示
を求める。